

(陳受5第15号)

吉祥寺本町1丁目17番街区開発事業者へ安心・安全なまちづくりへの協力を求めることに関する陳情

受理年月日

令和5年6月21日

陳情者

吉祥寺本町1丁目の環境浄化を推進する会
代表

陳情の要旨

吉祥寺本町1丁目17番街区に、地上5階・地下1階で用途を「キャバレー」とする「(仮称)吉祥寺本町孔明ビルANNEX計画」の建築確認看板が6月12日に設置されました。

昭和58年より今日に至る40年間、「武蔵野市環境浄化に関する条例」(昭和58年10月8日施行)の下、「善良な風俗を維持し、良好な環境を確保するとともに、青少年の健全な成育を図るため、環境の浄化を推進し、もって市民福祉の向上に寄与すること」を目指して、武蔵野市長・武蔵野市民及び関係行政機関等は協力・連携のまちづくりに努めてきました。

「武蔵野市生活安全計画」における当該地区は、「環境浄化特別推進地区」かつ「勧誘行為等適正化特定地区」の重点地区でもあります。

以上のことから、市民が安心して生活し、子どもたちも安全に利用できる吉祥寺駅周辺エリアを実現するために、武蔵野市に対し、下記事項について要望いたします。

記

「武蔵野市環境浄化に関する条例」第4条には、「事業者は、その事業活動によって善良な風俗の維持等を阻害しないよう必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。」とあります。

速やかに、武蔵野市長並びに武蔵野市は、事業者に協力を求める協議に取り組んでください。